

(公印省略)
障第30386-9号
令和2年3月31日

各障害児通所支援事業者 様

群馬県健康福祉部障害政策課長 井上 秀洋

学校再開後の人員基準等の臨時的な取扱いについて（通知）

令和2年3月の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の一斉臨時休業に伴う人員基準等の臨時的な取扱いについては、「障害児通所支援事業所に係る人員基準等の臨時的な取扱いについて（令和2年2月28日付障害政策課長通知）」等に基づき取り組んでいただいているところですが、学校再開後の取扱いについては、下記のとおりので、各事業所においては、引き続き適切な対応をお願いいたします。

記

- 学校再開後は、当面の間、基本報酬に授業終了後単価を用いるほかは、「障害児通所支援事業所に係る人員基準等の臨時的な取扱いについて（令和2年2月28日付障害政策課長通知）」の取扱いを引き続き用いることとする。
- なお、春休み期間中に、「可能な限り長時間とするなどの対応」は終了となっているため、学校再開後も、延長支援加算の特例的な取扱いによる算定は不可。
- 都道府県の要請等を受けて学校の臨時休業を行った場合は、基本報酬に学校休業日単価を用いること。

事務担当：発達支援係 秋山
電 話：027-897-2648